

第3回坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会

日時：令和8年9月17日（木）

午後3時～

場所：本庁舎3階中会議室2

【協議会次第】

1. 開会
2. 議題
 - (1) 計画の素案について（資料1）
 - (2) その他
3. 閉会

第3回坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会の参加者

会議参加者		所属	氏名	出欠
	1	四国学院大学	浜田 知美	
	2	坂出市医師会	淡河 洋一	欠席
	3	坂出市歯科医師会	藤澤 重樹	
	4	香川県防災士会	本多 秀司	
	5	坂出市連合自治会	小坂 雅洋	
	6	坂出市婦人団体連絡協議会	津山 京子	欠席
	7	坂出市民生児童委員協議会連合会	吉林 照美	
	8	坂出市社会福祉協議会	松原 秀和	
	9	坂出市身体障がい者団体連合会	別府 健二	
	10	坂出市手をつなぐ育成会	岩田 美郁	欠席
	11	坂出市精神障害者家族会	馬場 一起	
	12	障害者生活支援センターピア（身体）	川田 恵子	
	13	香川県ふじみ園相談支援センター（知的）	大坪 淳子	
	14	相談支援事業所わかたけ（精神）	森 亮治	
	15	香川県中讃保健福祉事務所	萬藤 愛	欠席
	16	坂出公共職業安定所	山口 晃美	
	17	市民代表	土生 奈加	
	18	市民代表	吉田 典子	
	19	事務局：坂出市ふくし課		

	【開会】
事務局	失礼いたします。皆さんお揃いになりましたので、ただいまより第3回坂出市障がい者福祉計画及び障がい計画の策定協議会を開催いたします。 皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。議事に入りますまで、議会の進行を務めさせていただきます。ふくし課長の滝本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日淡河委員につきましては所要により欠席と伺っています。また津山委員と萬藤委員につきましても体調不良のため急遽欠席するとの連絡がございましたので、ご報告させていただきます。議事に先立ちまして、お手元に配布しております資料の確認をお願いいたします。まず議事の次第、座席表、次回の協議会の案内通知となっております。また、資料1の計画素案につきましては、事前に送付させていただいておりますが、不足している資料等ございましたら、事務局までお申し出をお願いいたします。 それではこれからの議事進行につきましては、浜田会長に議長をお願いしたいと思っております。浜田会長よろしくお願いいたします。
会長	【議題（1） 計画の素案について】 はい、それではよろしくお願いいたします。設置要項に基づきまして、議長を務めさせていただきます。会議がスムーズに進行されますよう、委員の皆様にはご協力をお願いいたします。 では、議事に戻ります。それでは、議題1 計画の素案について事務局より説明を求めます。
	【（1）計画の素案について（資料1） 第1章～第4章 事務局説明】
会長	はい、ありがとうございます。ただいま事務局より計画素案第1章～第4章について説明がありました。何かご質問はございませんか。
委員	67ページご覧いただきたいと思っております。67ページの中程の④チームオレンジ（林田公民館・松山公民館）の活動について書いてありますが、私も地域の方で認知症予防サポーターとしてボランティアに参加しております。地域包括支援センターの方が中心に坂出市内5つの圏域に分かれて活動を実施しております。サポーターの方たちがそれぞれ松山・林田それから加茂・府中に分かれてしてますので、ここの記載方法については令和8年度から松山公民館でも活動を行う予定となっておりますが、ぜひ地域包括支援センターの方と話を詰めていただいて、記載の方法を考えていただけたら適切な文章になるかなと思います。よろしくお願いいたします。
事務局	はい、ありがとうございます。5箇所でされているということなので、このあたり確認し、修正させていただきます。
会長	はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

委員	この認知症サポーターについて精神障がいと違う感じがして、初めて出てた感じするんですけど、これは高齢者の疾病に近いと思うので、精神障がいと関係ないと思いますが。
会長	今回新しく入った項目でしょうかという質問ですがいかがですか。
事務局	はい、今回初めて入れさせていただいております。こちらの項目に関しましては、精神障がい者だけではなく、障がい者全体のこととして取り組みを掲載させていただいておりますので、認知症となると、関係があるということになりますので、入れさせていただいております。
委員	障がい者の認知症と考えていいですか。
事務局	そうですね。
委員	認知症を一般にすれば、直接この精神障がいと関係ないと思うんですけど、いきなり認知症が入ってきているため、今まで認知症の項目はなかったと思います。認知症は範囲が広いと思いますので検討してください。
事務局	はい、検討します。
会長	はい、ありがとうございます。それでは他いかがでしょうか。
委員	51 ページのインクルーシブ教育というのが、今全国的にも課題になっていると思うんですけど、坂出市の現状がどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。先日 SNS で見ていたら、ドイツの方では一部の政党がこの制度は、健常者の教育に支障になるため、インクルーシブ教育を改めるといようなことも出ていますが、それはまた日本ではまた違う考えだと思います。坂出市はどのような現状で実施されているのかを聞かせていただきたらと思います。
事務局	通常の学校の方特別支援学校ではないところでも、特別支援学級というところでさせていただいています。交流と申しますか、そういったところで、徐々に一緒に活動することが増えてきているのかと思うんですけども、インクルーシブについての詳細な取り組みに関しましては、次回までに確認させていただければと思います。
委員	分かりました。次は 53 ページの障害者差別解消法の認知状況についてですけど、このアンケート結果から「名称を聞いたことあるが内容は知らない」と「名称も内容も知らない」というので、だいたい 90% ぐらいあるんですけど、市としては、どのような PR や広報をしているのか。この件に関して、そんな解消法があるのは知らなかったという店員もいる。例えば、盲導犬を連れて店に入った時に追い出されたとか、いろんな障がい者に対する認知度の不足とえばよいと思いますが、坂出市としてはどういう PR や広報をされているのかをお聞きしたいです。あまりにも内容を知らない人が多すぎるのではないかなと思いますので、その点についてお聞かせください。

事務局	はい、そうですね。この法律の基になるところは、合理的配慮というところだと思っております。まず「広報さかいで」にて 障がい者福祉通信という欄がありますので、そこでもまた合理的配慮のことにつきまして、来年の1月くらいに書かせていただこうとは思っておりますし、義務化されているというところで、企業等にも少し啓発が必要かなと思っておりますので、そういったところも考えていきたいと思っております。
委員	それと一部の学校で障がい者の差別解消法のようなことを指導されている先生もいましたので、教育委員会の方とも協力もしていただけたらと思います。 76 ページの精神障がい者の現状と課題ということで、要するに精神障がい者が今一番増えていると思います。精神障がい者の中でもいろんな障がい項目があり、身体障がい者みたいに心身の障がいだけでなく、いろんな名前の障がいがあります。増えていくということが一番の問題点なんですけど、相談員はどのような対応されているのか。また相談員の現状の活動や、またの一部では、各障がい者に対して、相談員の数が少ないのではないかなというような声も出ていますので、単なる身体障がい者の相談員とか、精神障がい者の相談員とかではなく、例えば民生委員に相談員として協力していただくとか、自治会の役員に相談員として手助けしてもらおうとか、ふくし課の方で相談員としてしていただくなど、ある程度間口を広げたら多くの方の問題事が解説するのではないかなという意見も出ています。そのあたりどのように考えていられるかお聞かせいただければと思います。
会長	いかがでしょうか。相談員の間口を広げてはどうかというご提案。
委員	正直、話しやすい人に多く相談がきています。ただ私が府中の相談員ですと言ったとしても本当はその人のところに相談行かないといけないけれども、よく知らない人、地区が違うなどという点から馴染みがなく、わざわざ府中から私の方へ相談にきています。私の方の副会長に相談にきたりしているということがあるので、間口を広げたら行きやすいところに行けるのではないかなということが一つの案です。
会長	案についてどう思いますか。
事務局	そうですね。最終は相談員を通さないと福祉サービスというところには繋がらないとは思いますが、その前段階のサービスではなく、ちょっとした相談をしたいということですね。
委員	正直言ったら、相談したい人が行きやすいところにある程度の人数がいたら、この人は知らないとか、この人は同級生であるなどそういう知った人のところに行くというのは、相談員に私になってよく聞くことなんです。間口を広げたら、より多くの人が相談でき、解決できるんじゃないかなと思うので、どのように考えているかをお聞きできたら思います。
事務局	やはり専門性を有することでありますので、現状では委員が言われる通り、間口広げたら助かる人もいると思いますが、専門性を有するところで、なかなか相談を受ける立場の人が、今のところ不足しているため、なかなか完全に間口を広げてしまうまでいかないのかなと思っています。今後検討をさせていただきたいと思っています。

委員	専門性を有するのであれば、今決まってる定員の専門の人員枠を広げていただくことも一つの案だと思うので検討していただけたらと思います。 次には 101 ページですが、あの障がい者に配慮した街づくりというところで、アンケート結果により車道と歩道が斜めになっているという点については私が何回も指摘しているように、学園通りのところと他の小さな狭い歩道のことだと思います。またバリアフリー化が遅れている点。それと障がい者手帳を持たない発達障がいの人にとって相談窓口や支援体制が希薄。手帳を持たなくても手軽に相談できる窓口を作っていただきたいということが、アンケートで回答がありますが、この件に関して市としてはどのように改善されていくつもりでしょうか。
事務局	はい。学園通りも含めて介護の整備に関しましては、建設課と整備課が今後継続的に行うという方針とはなっています。102 ページ②の通り進めていくということになります。 障がい手帳を持たない方の相談・窓口支援が希薄という点については、基幹相談支援センターを立ち上げる予定としておりますので、そこでお困りの方の窓口になればと考えております。
委員	はい、最近車椅子の方は坂出市内でもずいぶん増えました。手で押す車椅子と電動車椅子それだけでなく、足腰が悪くて、杖で歩かれている人が多いので、ともかく歩道が斜めになっているというのは、本当に事故が起きかけたこともあります。やはりそういうことを思ったら、早く建設課へ言っていただいて、障がい者だというよりは、車椅子の人達が安全に通行できるようにしていただきたいと思っております。それは検討をお願いいたします。
会長	はい、ありがとうございます。
委員	114 ページのところで、権利擁護の推進のところですか。これはあくまでも意見ではなくて、どうなのかなというところで、令和 8 年 6 月 17 日に民法等の一部を改定する法律で、成年後見制度が変わるというところが、新聞とかにも載っていたかと思いますが、実際施行されるのは後であり、今回の計画に反映するのかどうかはまた検討いただけたらいいのかなと思って、その提案だけです。
会長	はい、ありがとうございます。
委員	15 ページの現在の第 7 期と比べて令和 3 年と令和 4 年数値が異なっています。この見直しをまたお願いしたいと思います。 それ以外に全体的にグラフの方で黒めのグラフに黒い字があり見にくい部分があります。読みにくいため修正して欲しいです。
会長	見やすくしてほしいということですね。グラフの表記については見直していただければと思います。

委員	例えば 49 ページとかです。
会長	そういった点を見やすくしてもらうことと資料のずれについて確認をお願いします。
委員	防災対策の項目で、46 ページと 103 ページ。私連合自治会を代表して来ていまして、今年度調査をするように書類が回ってきています。各該当する連合自治会に配布されています。今調査中なんですけど、46 ページの障がい者の結果を見た中で、個人に調査に行って、該当する人に直接話を聞いて記入、回収してる分に対しては、避難の時に補助する人というのは全部名前が出てきています。この調査ではパーセンテージが低い。これはアンケートを取った関係の中でこういう結果が出たのかも分かりませんが、実質的にただ一つ問題があるのは調査しに行った時に障がい者がいる家庭に調査に行くというのは、市から配布した書類に承諾した人に再度聞きに行くというやり方でやっています。そういう中で、市から文書が来て該当する人に行った中には、個人情報なぜ知らせないといけないのかといったように罵倒される時がたまにあります。しかし、それを説明して万が一の時にどのようにしていかないといけないかということの説明して記入してもらっています。なぜかと言えば内容によってはどういう持病があるか、薬は何を服用しているか、そういうところまで書いてもらうようになりました。そのため、少し抵抗を持たれるような人がいます。中にはやはり人に頼むのではなく、身内がいるからということで補助してくれる人の名前を書いてくれます。結果的には遠いところ住んでいる人もいます。一緒に住むのであれば問題ないですが、坂出のどこかの自治会でいたのが、丸亀に息子がいるため、そこに頼むという感じです。
会長	すみません、具体的な内容はありがたいですが、質問を事務局の方に言っていただきたい。
委員	そういうところでですね。調査の結果について内容をもう少し広げてやっていただきたい。
会長	要望ですね。はい、ありがとうございます。それではないようなので第 5 章～第 6 章について事務局より説明を求めます。
会長	【（１）計画の素案について（資料１） 第 5 章～第 6 章 事務局説明】 はい、ありがとうございます。ただいま事務局より第 5 章～第 6 章について説明がありましたが、何の質問はございませんか。
委員	すいません全体を通してなんですけど、用語解説が後ろにあり、見ればわかるんですけど、途中で例えば 117 ページの K 6 など載っていなかったのでインクルーシブ教育とか、そういったものは出てきてすぐ解説した方が親切であると思います。どうしても用語集を作ると漏れる可能性があったりします。
会長	用語が出てるところの下に解説をつけてはどうでしょうかということですかね。

事務局	はい、検討させていただきます。複数出てきた場合、最初だけに書くのか全てに書くのかというところもありますので、その辺も踏まえてまた検討させていただきます。ありがとうございます。
会長	はい、ありがとうございます。
委員	ちなみにK 6 とは何でしょうか。
事務局	検査方法と申しますか心の状態を把握するための手法の1つとしてK 6 というものがあります。そのあたりは用語集として解説させていただきます。
会長	ありがとうございます。他ありますか。
委員	全体的に令和11年度の目標のため、これからやっていくことであり、私たちが努力していくことだと思うんですけど、施設に入所をされた方を地域へ帰すとか、福祉施設で就労されている人を一般就労へ移すなど、そういうことが主だと思いますが先程92ページの障がい者雇用促進と福祉施設から一般就労への移行に関してです。正直今の法定雇用率を守られていない民間企業が多すぎます。行政に関しては、私はいろんな会議で言うので行政は概ね達成されておるとは思います。民間に対して正直前にも申し上げていますが、1週間ぐらい前にちょっと新聞に載っていたと思います。国からの助成金・補助金が出ますから、それを悪用して障がい者を1年交代の繰り返しみたいな感じで、毎年補助金をもらっていた企業がありました。それは別にして、法定雇用率を達成してなかった企業は、1人5万円の罰金を払うと免除してもらえます。
会長	すみません、具体例でありがたいですが、質問としてはどうということでしょうか。
委員	いかにして、雇用を達成できるかということに関して、市としては、どのように考えておられるかをお聞きしたらと思います。ちなみに令和8年7月から今まで2.5%だった雇用率が2.7%に上がりましたので、その点についてもお答えいただけたらと思います。
事務局	このあたりはハローワークとも協力しながらやっていかなければならないところかなと思っています。就労移行支援等が坂出市にはないというところもありますので、そのあたりも就労に向けての取り組みっていうところは、していかなければならないところだとは認識しております。
委員	今私も事業していますが、正直人手不足です。障がい者であってでも、採用したいというのが気持ちとはしてあります。今までにも何人が会社で雇用したことがございます。

会長	ありがとうございます。他いかがですか。 それではないようなので、続いて議題2「その他」について事務局からお願いします。
事務局	事務局より次回の協議会についての報告をさせていただきます。次回の第4回協議会はお手元に配布しております開催通知の通り、10月22日木曜日の午後3時からを予定しております。今後のスケジュールといたしましては、次回までに本日いただきましたご意見を庁内の関係各課との協議調整を経まして素案の次の段階であります計画案を作成いたします。そして次回を計画の検討を行う最終の協議会とすることを見込んでおります。また来年令和9年1月にパブリックコメント実施を考えております。パブリックコメントの結果によりまして、計画に大きな見直しが必要になった際には、第5回の策定協議会を開催させていただく場合がございますので、その際はまたよろしくお願いいたします。以上でございます。
会長	はい、ありがとうございました。他にご意見ご質問などございませんかそれでは本日予定しておりました議事がすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございます。
事務局	どうもありがとうございました。本日は貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。今回いただきました皆様のご意見を踏まえまして、今後の計画策定に反映してまいりたいと考えております。また次回の協議会までにご意見等ございましたら、ふくし課の事務局までご連絡をお願いいたします。本日はご長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。次回も何卒よろしくお願いいたします。ありがとうございました。 以上